

2026 年度【前期】授業料徴収猶予 申請要領

【申請期間】 2026 年 4 月 6 日（月） 8 時 30 分～ 4 月 14 日（火） 17 時 15 分

【申請方法】

①一橋大学の（ID は学籍番号）Microsoft アカウントにログインする。

※アカウントを登録していない場合は、以下リンクから ID 登録を行ってください。

<https://www.hit-u.ac.jp/ictc/services/ms365/>

② 以下のリンク（Microsoft Forms）から申請する。

<https://forms.cloud.microsoft/r/6zpFiV5X0V>

【提出書類】

申請の際に、以下の書類を添付する必要があります。

すべての資料を 1 つの PDF ファイルにまとめて提出してください。ファイル名は学籍番号に変更してください。

○（日本人学生）

主たる家計支持者の「前年分の所得を証明する書類」

※所得証明書の写（発行 3 か月以内）、源泉徴収票の写、確定申告書の写、年金の源泉徴収票の写
又は年金支払証明書の写、収入見込証明書、雇用保険受給資格者証の写、生活保護決定通知書の写 等のいずれか

※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの、または該当箇所を黒塗りにした書類を提出すること

※独立生計者の場合、家計支持者は本人または配偶者を指す

○（外国人留学生）

「前年分の所得を証明する書類」に代えて p.3「経済状況」を記入し、提出すること

【結果発表】

5 月中旬頃、メール（学籍番号@g.hit-u.ac.jp）に通知予定

【注意事項】

1. 申請者は、調書の入力漏れ・添付書類の不備がないようにして、必ず受付期間内に提出してください。特に、一時帰国や海外調査等で長期不在となる場合は、早めに準備しておいてください。＜受付期間後の申請は、一切認めません。＞
2. 授業料徴収猶予（延納・分納）に関する連絡は、全て大学 Gmail（学籍番号@g.hit-u.ac.jp）を使用します。定期的に確認してください。
3. 必要な証明書等が未提出の場合は、審査の対象となりません。
4. 授業料滞納者は、特別な理由がない限り審査の対象とはなりません。したがって、滞納者は申請前に必ず納入してください。
5. 一度提出された書類は返還できません。
6. 大学院の博士後期課程在学者で、博士論文を提出し、修了予定日が学期の途中となることを理由に修了予定月までの月割分納を希望する場合も、本申請手続きを行ってください。
7. 分納を許可された方が年度途中で退学する場合、月割での納入ではなく、退学日が属する学期分までの授業料納入が必要となります。
8. その他不明な点は、受付期間最終日の前日までに学生支援課へメールで相談してください。
9. 書類確認が必要なため、本人以外による申請は受け付けません。

【問い合わせ先】

※必ず**申請者本人**がメールで問い合わせてください。
電話・窓口での問い合わせには応じません。

一橋大学 学生支援課 奨学事業係

メール：scholarship3@ad.hit-u.ac.jp

経 済 状 況

(外国人留学生記入欄)

1. アルバイト ①アルバイト先 _____
②雇用条件等 (1) 月に_____日、(2) 1日あたり_____時間勤務
③収入平均月額 _____円
2. 奨 学 金 ①奨学財団名 _____
②受給期間 _____年_____月 ~ _____年_____月
3. 現在の同居生活人数 _____名 (1人暮らしの場合は‘1’と記入)
4. 最近の1ヶ月あたり平均生活費の内容 (現在の同居生活人数におけるもの)

収 入		支 出	
家庭より	円	食 費	円
アルバイトより	円	住居費	円
奨学金より	円	水道光熱費	円
その他	円	交通費	円
		勉学・研究費	円
		その他	円
合 計	円	合 計	円

授業料免除及び徴収猶予（延納・分納）申請時に提出していただく全ての書類に記載されている個人情報、経済支援業務の範囲内においてのみ利用し、その他の目的には利用しません。